

給与所得者の 年末調整

年末調整って？

一年間の給与総額に対する所得税額と、毎月
の給与から源泉徴収された所得税の合計額は必
ずしも一致しません。このため、その年の最後
の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算
が行われます。これを年末調整といいます。
もれなく控除を受けましょう！

年末調整では左のようなさまざまな控除が受け
られます。給与所得者の扶養控除等(異動)
申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼
給与所得者の配偶者特別控除申告書に必要
書類を添付し勤務先へ提出して、漏れなく
控除を受けましょう。
なお例年、年末調整に誤りがあり確定申
告をして納税する人がいます。左の点に注
意して正しく年末調整をしてください。

問合せ
三島税務署
電話 055 987 6711

配偶者控除

妻(夫)のパート収入が103万円(所得で38万円)以下では
かに所得がなければ、配偶者控除が受けられます。ただし、
103万円を超える場合でも141万円未満であれば段階的に配
偶者特別控除が受けられます。

扶養控除

生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の場合、扶
養控除が受けられます。また、65歳以上の親族は、年金収入だ
けの場合158万円以下であれば扶養控除が受けられます。

社会保険料控除

国民年金保険料等の社会保険料控除を受ける場合、社会保険
庁から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
の社会保険料の額を証明する書類の提出が必要です。

生命保険料控除

生命保険料控除は『一般の生命保険料』と『個人年金保険料』に区
分され、それぞれ最高5万円の控除が受けられます。種類を確認
し、保険会社等が発行した証明書類を提出してください。

地震保険料控除

損害保険料控除が変更され、平成19年分より地震保険料控
除になります。種類を確認し、保険会社等が発行した証明書類
を提出し控除を受けてください。

損害保険契約等に係る地震等損害部分の掛金(最高50,000円)
が控除されます。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害
保険契約(期間が10年以上で満期返戻金があるもの)の掛金は、
従前の損害保険料控除(最高15,000円)が適用されます。

とを適用する場合は、合わせて50,000円が限度です。

住宅借入金等特別控除

2年目以降の人は、年末調整で控除を受けてください。1年
目の人は年末調整で控除を受けられませんので、確定申告をし
て控除を受けてください。なお、税源移譲による所得税額の減
少により控除しきれなくなる場合は、市・県民税から控除します
ので税務課に申告書を提出してください(平成11年から18年ま
でに入居した場合に限る)。市・県民税からの控除については、
市役所税務課(電話055-948-2918)までお問い合わせください。

医療費控除、雑損控除

年末調整で控除を受けることができませんので、確定申告を
して控除を受けてください。

台風により資産に被害を 受けた場合の雑損控除

災害等によって損害を受けた住宅や家財など
生活に必要な資産の損失額が、定められた
計算方法で雑損控除として所得から控除されま
す。また、災害減免法に定める税金の軽減免除

の適用を受けることができる場合があります。
す。なお、所得控除として雑損控除の確定申
告をする場合は、損害額の算出が必要となり
ます。左上の例のように損害額の整理をし
ておくことで確定申告のときに便利です。

(明細書の記載例) 台風9号による災害を受けた資産の明細書

資産の所有者	資産の名称	雑損控除の理由	資産の損失額 または 災害関連支出	左のうち 保険金で補てん される金額
伊豆野 国男	屋根瓦破損10枚	修繕費	30,000円	0円
〃	畳8枚	修繕費	80,000円	40,000円
〃	寝具2組	生活資産の損失	20,000円	0円
伊豆野 国子	電気掃除機	生活資産の損失	5,000円	0円

【雑損控除額の計算式】

「損害金額 + 災害関連支出 - 保険金などにより補てんされる金額」 = (差引損
失額)の金額を基として計算した、次の(1)と(2)のいずれかが多い方の金額
(1)(差引損失額) - (総所得金額等) × 10%

(2)(差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

*実際の損失額の計算は、被害を受けた家財等を廃棄した場合、新規購入価格
ではなく、被害が発生した直前の時価となります。

*事業用資産の損失額については雑損控除ではなく、事業所得を計算する上で
の必要経費となり、その額は帳簿価額を基準に計算します。

*住宅や家財の撤去費用・修繕費など『災害等に関するやむを得ない支出』
も損失額として雑損控除に該当する場合があります。

*損害保険契約で支払われる保険金や見舞金などは、損失額から差し引かれます。

*災害関連支出の金額は、資産の損失額に全額対象とならない場合があります。
また、災害関連支出の金額の領収書が必要となります。

雑損控除・災害減免法についての問合せ

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)

No.1902 災害減免法による所得税の軽減免除

三島税務署 電話 055 987 6711

口座振替のオススメ

これで納め忘れ
の心配なし!

市税等公共料金が納期限に自動振替されて、とても便利!ご利用ください。

口座振替できる税等

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、
国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、上下
水道料金(水道料金・下水道料金・公営簡易水
道)、下水道受益者負担金

取扱金融機関

静岡銀行 スルガ銀行 三島信用金庫
伊豆の国農業協同組合 静岡県労働金庫
静岡中央銀行 三菱東京UFJ銀行
みずほ銀行 ゆうちょ銀行

口座振替できる預金の種類

普通預金、当座預金、納税準備預金

申込手続き

預金口座のある取扱金融機関、各担当課、各支所市民
サービス課窓口へ預金口座届出印、納税通知書をご持参
の上、『口座振替依頼書』に必要事項を記入してお申し込
みください(ただし、ゆうちょ銀行での振替をご希望の
場合は、直接ゆうちょ銀行窓口へお申し込みください)。

問合せ

市県民税、固定資産税、軽自動車税
税務課 電話 055 948 2907

国民健康保険税、介護保険料
国保年金課 電話 055 948 2905

上下水道料金、下水道受益者負担金
上下水道課 電話 055 948 2911

平成19年分 青色申告決算・年末調整等説明会

説明会に参加する人は、事前に郵送される青色申告決算・年末調整等書
類の封筒を持参してください。なお、封筒の内容を確認して、関係書類が
不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

とき 11月28日(水) 年末調整等説明会(法人) 10:00 ~ 11:30
青色決算等説明会(個人) 13:30 ~ 15:00

ところ アクシスかつらぎ



問合せ 三島税務署 電話 055 987 6711